



すみりんニュース

No.50

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.su-metoru-iyoshi.or.jp/>

この号の内容

- 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座 7月例会の報告
..... (1) ~ (11)
- 住吉隣保事業推進協会の動き
 - 人事賃金委員会を開催しました (11)
 - 賛助会員を募集しています! (11)
 - ご寄付の状況 (11)
- 住吉隣保事業推進センター（すみよし隣保館 寿）の動き
 - センター利用者友の会 発足 (11) ~ (12)
 - 住吉隣保事業推進センターの新料金表 (12)

■ 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座 7月例会

「大阪市における保育制度・保育施策の現状と課題」

大阪市子ども青少年局保育施策部 濱島純さん、小嶋茂さん

「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座の7例会が、去る7月30日（土）午前10時～12時まで、すみよし隣保館 寿3階大会議室で開催されました。

テーマは、「大阪市における保育制度・保育政策の現状と課題」で、報告者としては大阪市子ども青少年局から濱島 純さん（保育企画課担当係長）と小嶋 茂さん（保育所運営課担当係長）をお招きしました。

報告の内容は、①大阪市の保育所をとりまく状況、特に待機児童の状況と、②大阪市の保育所の民営化の現状と課題、が中心でした。

それぞれの報告を受けて、若干の質疑応答がありました。

住吉地区の今後のまちづくりを考えたとき、住吉乳児保育所、住吉保育所を今後どのような保育所にしていくのかが大きな課題ですが、今回の講座は、それを考えていく上で参考になるものでした。

なお、当日の参加者は14名でした。（文責・事務局）

司会（友永健吾）：本日司会をさせていただきます、財団法人住吉隣保事業推進協会職員の友永と申します。よろしくお願ひいたします。本日は途中5分か10分ぐらいの休憩を挟むかもしれませんが、

だいたい12時ぐらいまでの予定となっております。まずはみなさんのお手元の資料の確認をさせていただきますと思います。

それでは、初めに、当法人の友永理事長からご

挨拶をしていただきますのでよろしく願いいたします。

主催者あいさつ（友永健三理事長）：みなさんどうもおはようございます。暑いさなかにお集まりいただきましてありがとうございます。今日のテーマは大阪市の保育行政について学んでみようということで、お二人の講師にきていただいています。

皆様方もご存じのことと思いますけれど、住吉地区において大阪市の建てた建物、元青少年会館、市民交流センターすみよし北。これが残念ながら閉鎖になり、近い将来、売却にされる方向が出されています。体育館は、利用者や支部が市議員に働きかけ、運営協議会を作り現在利用できています。ただし、もと青少年会館が売却されると体育館も利用できなくなる状態です。総合福祉センターも2012年の4月に普通財産になりまして、現在社会福祉法人ライフサポート協会、医療法人ハートフリーやすらぎが大阪市と契約を交わしまして、借りておりますけれども、2018年2月28日までが期限となっています。その後何らかの形で、地元としては引き続き使えるようにと議論を始めているところです。

そんな中、住吉区には2ヶ所の保育所があり、1つは乳児保育所で1978年4月に、もう1つは幼児保育所で1980年6月から開設されています。早いものでどちらも40年近く経過しているんですね。多少の改修はやってもらっていると思いますが、たまに見学などで行きますと、床がダメになっておりまして、おそらく今後は大改修か、建て直すか、迫られていることと思います。

今日ご報告いただきます、大阪市の保育行政との関連について、2つの大きな課題を抱えられていると思います。1つは待機児童問題、もう1つは民営化ということはどうしていくのが課題になってくると思います。住吉の地域に建っている保育所は、被差別部落の中に建っていることもあり、部落問題や人権問題を直にふれられるというメリットがあると思います。

今日の学習会は3点、ねらいを定めております。1つは大阪市の保育行政の現状をちゃんと聞こう。どんな現状になっているのかですね。それから、将来的にどういう方向を大阪市としては考えておられるのか。我々は知っておかないと話ができません。それを教えていただきたいと思います。それと、ある程度制約があると思うんですけど、できたら住吉の2か所の保育所について、現時

点で話をしていただける範囲で結構ですので、大阪市としてどういう方向を考えておられるのかということをお伺いしたいなと思っております。限られた時間ではございますけれども、皆様の協力で、やってよかったなと思える連続学習会にしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。開会のごあいさつといたします。

司会者（友永健吾）：では、早速ですが、講師のご紹介をさせていただきます。大阪市子ども青少年局の保育企画課担当係長の濱島 純さんです。それから、お隣、同じく大阪市子ども青少年局保育所運営課担当係長の小嶋 茂さんに起こしいただいております。最初に、濱島さんの方から、プログラムにあります①、②を中心にお話しいただいて、その後続けて③の部分を中心に小嶋さんをお願いしたいと思います。その後少し休憩をいただいて、フリートーク、質疑応答の時間をとらせていただきますのでよろしく願いいたします。それではよろしく願いいたします。

濱島純さん：

① 大阪市の保育制度と保育施策についての一般的な説明

② 大阪市（できれば住吉区を中心とした）保育の現状と課題

こども青少年局保育企画課担当係長をしております、濱島と申します。よろしく願いいたします。大阪市における保育制度と保育施策という多岐にわたる範囲になるので、待機児童の問題が社会的な話題にもなっておりますので、そこを中心に説明させていただきます。

大阪市の保育所等利用待機児童の状況について

ここ数年、待機児童数は減少傾向にありましたが、今年2016（平成28）年4月から増加してきています。新規利用申込数は447人増加しています。増加の要因としては、特に0歳～2歳の低年齢児の利用申込みが571人ほど増加しており、低年齢児を中心に増えてきています。

新規利用児童数も昨年と比べ500人程度増加しています。

利用保留児童数は若干減少し56人減っており、この辺りは保育所の最近整備を促進・拡大しているので利用枠確保方策に一定の効果があったものと考えられます。

転所希望、育休中、求職活動休止中、特定保育



所希望等、利用保留児童数から待機児童数を出すときに厚生労働省定義というのがあり、それぞれの数を除いた数を出す決まりになっています。

・転所希望

今現在入所保育所が第1希望ではなく、自分が望む保育所に変りたいという場合。

・育休中

子どもを出産し育休を取得しているものは除外する。

・求職活動休止中

仕事を探すことを休止しているものは除外する。

・特定保育所希望等

他にも利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、待機しているものは除外する。

この4点を除いた形で待機児童数が公表されています。

子どもの数が減っているのに保育所を利用する人が増えている状況

就学前児童数は大阪市全体で年々減少傾向にあります。昨年と比較しても、555人減少しています。逆に、保育所等在籍児童数は1200人近く増加していて、子どもは減少しているが、働く人、保育所を利用する人が増えている状況です。

・待機児童数の推移

ここ数年減少傾向だったが、今年は増加しています。低年齢児が80%~90%の割合で占めています。低年齢児を預ける人が増えているのが現状です。全国的に見ても低年齢児は90%の割合になっています。

・保育所等新規利用申込者数の推移

0歳、1歳、2歳は増え続けている状況で、3~5歳は幼稚園という選択もあるため、減少しています。

・施設整備等進捗状況

ここ2~3年2000人分の枠を確保するぐらい整備しているが、待機児童はあまり減らず、増

加の傾向にあるのが現状です。

待機児童数について

区別に見ても1歳児が7割を占めています。0~2歳児が殆どを占めています。

1歳児が多い要因は、育休制度の普及が進んでいることもあります。育休が切れる1歳あたりから預けられる方が多いためと考えられます。

区別で待機児童数が多い順は、西区44人、城東区36人、天王寺区27人、阿倍野区25人、淀川区が19人、浪速区19人。(住吉区は9人)

待機児童数が多いのは都心部に見られ、これは人口の増加を含め多い。ここ数年大型マンションの建設が進んでおり、子育て世帯が増えているからではないかと思われます。

大阪市としても都市魅力の高まりで人口が増加している反面、保育ニーズが高くなり保育所整備だけでは追いついていない状況にあり、都心部を中心に待機児童が増加している状況です。

待機児童数は2006(平成18)年度頃からあまり減らず800人から600人と続いていましたが、2010(平成22)年度で205人に減少しているのは、大阪市が最重要施策として取り組み、2300人程の枠を保育所整備により枠を増やした経過もあり、一時的には減少しましたが、また増加に転じている状況が続いています。2013(平成25)年度に待機児童数が664人から287人に減少していますが、これは厚生労働省定義の変更があり、除外規定になかった育児休業と求職活動休止が除外する数え方へ変わったための減少と思われます。その後は毎年2000人程の割合で整備を進めていますが、待機児童は微減であり、2016(平成28)年については少し増えてきています。整備を進めても、近くに保育所が出来ると潜在的ニーズの掘り起こしにつながり、増やしても預ける方がそれ以上に増え、待機児童の解消にはつながらない状況が出てきています。

国の待機児童解消加速化プランと大阪市の取り組みについて

国が出した、2013(平成25)年度からの待機児童解消加速化プランの資料があります。国は、2018(平成30)年4月が保育ニーズのピークと見込み、2013(平成25)年から2か年ずつにわけ、最初の2年を緊急集中取組期間というプロジェクトを組み、20万人解消する見込みをたてました。2015(平成27)年度か

ら新制度が始まっていますが、2015（平成27）年度～2017（平成29）年度までに残りの半分を取り組み、全国レベルで合計40万人規模の解消を図るためのプランとして考えています。待機児童解消加速化計画があるが、コンセプトとして、全市町村ではなく待機児童が多い市町村を中心に取り組んでいきます。大阪市もこの取組みに参加します。参加した市町村は目標を立て整備していきませんが、主に大阪市としては、支援パッケージ5本の柱の中でも、特に続けてきている保育所の創設、保育士人材不足、小規模保育事業を中心に取り組んでいます。

それでもまだ全国的に2万人ぐらいの待機児童がいる状況があり、厚生労働省が緊急施策として5項目発表しています。大阪市が新しく取り組んでいるのは、保育士の業務負担軽減のためのICT（情報通信技術）化の推進、保育補助者雇い上げ支援等の推進があります。大阪市も保育士不足があり、それに対応するために、ICT化にして事務的な業務を軽減し、なるべく保育に専念できる事業があります。これらを今年度の新規事業として取り組むこととしているところです。

今年度の予算については、2015（平成27）年4月から子育て支援新制度の本格施行がされる中で、より細かく市民のニーズに対応していくために様々な取り組みをすすめており、施策目標として、大阪市も国の待機児童解消加速化プランで2018（平成30）年4月にあわせて、大阪市における必要ニーズ量見込みである5万5千人の枠の確保を目標に整備を進めています。

ここ数年の実績としては、2000人分ほど整備を続けているが、2016（平成28）年度について、認可保育所創設、認定こども園設備、小規模保育事業所整備など合計67ヶ所2590人分の整備により待機児童解消に向け新たな入所枠を確保するよう進めています。

少子高齢化の時代で子どもが減少傾向にありますが、保育所に預けたい人、女性の社会進出などふまえてニーズは減らずに増えている状況があります。保育所を作っても待機児童が減らない状況が大阪市も国も一番大きな課題です。

以上で、報告を終わります。

司会（友永健吾）：ありがとうございます。続きまして、小嶋さんをお願いしたいと思います。そのあと皆さんの質問の時間をとらせていただきます。では、よろしく願いいたします。

小嶋 茂さん：

③ 保育所民営化を進めている中での現状と成果と課題について

こども青少年局保育所運営課担当係長の小嶋と申します。よろしく願いいたします。民営化の関係について、お話をさせていただきます。

これまでの経過

公立保育所については、2012（平成24）年7月に大阪市で策定された市政改革プランの中で、民間で成立している事業は民間に任せることを基本として、セーフティネットとして公立保育所の必要性を考慮しつつ、原則的に民間移管へ取り組む方針が示されています。この方針に基づき、2013（平成25）年4月に公立保育所新再編整備計画を策定し、民間移管を推進しているところです。

公立保育所新再編整備計画とは、セーフティネットの観点を持ちながら施設や地域状況によってはニーズが減っているところは統廃合、休廃止を行うとともに民間移管を行います。民間移管が困難な場合は、大阪市が進めてきた民間委託も補完的に考えて進めています。

基本的な考え方

民間移管というのは、土地・建物の現状調査と分析を行い、移管条件が整備された保育所を民間移管の対象として順次、公表・移管・引継ぎ手続きなどを行っていくものです。

統廃合・休廃止は、入所率が低迷し、保育需要が見込めない場合など、周辺で保育所ができ、状況が変わり児童の受け入れ先が確保できる条件が整うと、統廃合・休廃止を検討するものです。

公設置公営の保育所は、セーフティネット等の観点から役割を担って存置していくものです。

この3つの基本的な考え方に基づいて、民間移管を行っています。

移管手法について

民間移管する移管手法には2つの方法があります。1つは、現状の建物を売って民間に使ってもらう現状移管。

もう1つは建替移管。新たな土地を大阪市が用意し民間に建ててもらいます。

土地・建物の取り扱いについて

現状移管も建替移管も土地は有償貸付とします。土地賃料は、保育所が定員により設定される収入で運営されていることから、法人の収支を勘案して設定します。具体的には入所定員に一人当たり450円を掛けて月の賃料を決める方式になっています。普通に土地賃料を定めるよりもかなり安くなっていると思います。

有償貸付ではありますが、土地の支払いや建物の購入で法人にとってメリットが少なければ民間移管が進まないという場合があるので、実際に民間移管を実施してから10年間、土地は無償で貸付することになっています。

また、建物を現状移管で売り払いする場合は、不動産鑑定を行っています。不動産鑑定も時価や土地の価格で鑑定するのではなく、保育所が利用料などで運営している状況を勘案した不動産評価により価格を決定しています。

移管先法人の選定方法について

移管先法人の選定方法ですが、児童の保育や学識経験者等の複数で構成する大阪市立保育所民間移管予定者選定会議を設置し、保育サービスの質を重視する視点で法人の適格な審査を行い、優良な実績のある移管先法人を選定します。

2013（平成25）年度、2014（平成26）年度にも公表はしていますが、民間移管を実施するには2年かかります。移管先法人を初年度決めたとしても、次の1年間は現在の保育を継続していただくために、公立保育所であれば法人と一緒に共同保育、引継ぎ保育をするという1年間を設けています。実際に移管できた保育所は2015（平成27）年度で10ヶ所、2016（平成28）年度で5ヶ所あります。

業務上の課題について

業務上の課題としまして、単独で建っている保育所も沢山ありますが、併設型が多いことです。1階が保育所、2階以上が市営住宅というタイプ、その他、老人憩いの家や図書館と併設しているタイプもあります。併設型は保育所だけを民間移管することが困難です。建替え時期の市営住宅に併設している場合、同じように併設型で建て直しても、保育所部分だけを民間移管するためには不動産の区分、権利等の問題が出てきます。併設型を建替える時に単独設置にすべきですが、大阪市が所有する土地が周辺にないため、建替えを迫られた場合は困難な場合があります。建て替え後、元

の場所に保育所を建設することになっても、建て替えるためには一旦仮設保育所を作らなければならないので、どこに仮設するのかという問題が出てきます。

今後の取り組み方針について

今後の取り組みについては、今はまだ明確に決定していませんが、公立保育所が担うべきセーフティネットの役割を勘案して、行政機関としてどれだけの箇所数があれば地域ニーズを包括できるのかを考えていかなければいけないと思います。

区長が地域ニーズを把握していることから、協議しながら決めていかなければいけません。2016（平成28）年7月1日現在で公立保育所は103ヶ所あります。その中で直営が66ヶ所、公立で民営が37ヶ所あります。セーフティネットで残していくことを考慮しながらも、1割程度は2013（平成25）年の新再編整備計画に基づいて民間移管を進めていくということで公募を実施していこうと考えています。

保育所に公的施設が併設となっている場合や、施設の老朽化等で民間移管が困難な場合は委託を推進、又は建替えなど、民営化を確実に進めていこうと考えています。

2018（平成30）年度に民間移管予定の保育所は9ヶ所あります。内訳としては、直営保育所が3ヶ所、民営保育所が6ヶ所あり、2017（平成29）年度は3ヶ所が民間移管予定で進んでいます。これらの保育所では、現在先ほど申し上げた引継ぎ・共同保育を行っています。

司会（友永健吾）：ありがとうございます。濱島さんと小嶋さんから、お話をいただきました。濱島さんからは、待機児童を中心とした問題や背景、この数年の経過を中心にご説明いただきました。小嶋さんからは、大阪市の保育所民営化の動きについての現状と課題等をご説明いただきました。ここで少し休憩をはさみまして、その後に皆さんからのご質問等を受けたいと思います。よろしいでしょうか。今10時55分ですが、11時5分再開でよろしいでしょうか。では、一旦ここで休憩をはさみます。ありがとうございました。

フリートーク（質疑応答）

参加者A：2つの質問があります。1つは、小規模に関して、しんどいというのは、2歳児が終わった時、3歳児へはそこで居られなくなりますよね。その時に、保育事業を始めたら責任を持た

なくてはならないので新規を始めたらしんどいという話を聞いたことがあって、でも、今日いただいた資料では民営化を促進するって書いてあって、どのへんまで大阪市は責任を持ってやられるのかなと思います。2歳児から3歳児になる時に責任をもたなアカンから二の足を踏むというのを聞いたことがあるので。民間法人が責任をもって全部やらなければならないのか、大阪市さんがある程度保障できるのかどうか、3歳児の受け入れ先までその法人が全部探してあげなさいよとなったら二の足を踏みますよ。新設したいにもかかわらず、3歳児問題があるから、開設しても無責任にはできない。二の足を踏む。そういうのを聞いたことがあるし、実際に新設されたところも知っています。そこはどうかクリアされたのかなと。その問題があるから躊躇される法人さんがいると聞いたことがあります。でもここには促進すると。それを解決できる手立てはあるのか、お聞きできたらなと。

二つめの質問としては、民営化を進めている中での現状と成果とありますけど、あまり成果のお話は聞けていないような、私の受け止め方でしょうけれども。どんな成果があるのかわからない。民間でできるものは民間でというのはどこの世界でもそうでしょうけど、公立でやらなければならないというこだわり、例えば公立の保育所・幼稚園とかは、障害児を民間ではなかなか受け入れていないので、受け入れる保育所幼稚園はなくさんといてほしいという住民さんの声とかがあったので、公営を民営化にといっても、民間は障害児を受けくれへんのにどうすんのかという声が保護者にあったんで、幼稚園であったらそうですけれども、保育所で言うたら公的な施設として残さないといけないところをどう考えているのかと。全部公立がいいとは僕も思いませんけれども、民営にすることの成果とかメリットとかがわかりにくかったかなと。その2つについてお聞かせ頂けたらと思います。

参加者B：よろしいですか、関連した質問で。今、Aさんが言ったのは正に聞きたかったことで、たとえば民営移管によって、障害がある子どもさん達の引き受けはどうなるのか、また、保育所運営はデメリットがあるから市として民間に委託するわけではないのでしょうか、民営化にどんなメリットがあってというのがよくわからなかったんですけども。引き受ける側のメリットとか現実として障害をもつお子さんの受け入れとかどうなっていくのか、そのへんのことを聞きたかった

です。

司会（友永）：はい、ありがとうございます。今のご質問について、よろしいでしょうか。

講師（濱島）：まず、じゃあ、小規模保育事業について。おっしゃられるとおりで、ルール上、連携を最終的にはしていかないといけないようになっています。ただ、公的というか、行政機関が最終的に連携については、関与をしないことにはなっています。今、5年間の猶予があって、今小規模をやっているところは、5年後にはちゃんと連携を確保して、代替保育などをきちっとできるようになっているんですけど、その中で今は、巡回とかで多様な保育のコーディネートをしたりする職員を調整したりします。若干ですけれどそういう予算を出して、他の引き受けてくれる保育所とマッチングして連携を確保することに助成するような事業で、5年間の猶予の間になんとか今ある、今実施している、さらには今から着手していただきたい保育所に向けて発信している状況です。ただ、最終、5年の猶予を過ぎて、連携できていなければ認可をしないという言い方をしているのですけれども。大阪市としては、そうならないようにはサポートというか、進めている段階ですね。

A：僕、もっとあるのかと思っていました。

講師（濱島）：もっと大きい課題ではあるのですけど。同じ法人であれば、連携調整が、スムーズですけれども。やっぱりその引受先を、直近で言いますと幼稚園の空き教室の活用をなんとかその、幼稚園は3歳からですので、連携していただければ、なんとかできないかなと検討しており、実際には幼稚園に出向いて、どんな状況かもふまえて、調査とかしたりしていますが、公的な強制力はないので、やはりそれぞれの保育所がそれぞれの方針に基づいてやっていますので、合う、合わないが当然ありそこをなんとかお互いに話がまとまるようにすすめていく状況です。

B：今おっしゃった、幼稚園と保育所の連携というのは、ずっと長い課題ですけれども、民間幼稚園の場合は特に個々で特色がありますよね。その園ごとの特色に賛同できる親じゃないと入れたくないと思うんですよ。

講師（濱島）：幼稚園の方は昔からの制度（方針）もありますから。

A：続いて質問なんですけど、保育は措置で、ということは行政責任だから、民間であろうが公営であろうが措置なんだから、僕の考え方としては措置の責任は行政にあると思うんです。そこを民間に全部まかせてしまったら、行政としての責任

はどこに行ったのかと私は思うんです。ただマッチングをやってるならそれでいいかとも思えるかもしれないけど、今みたいなこれも意見として受け止めてくれればいいですけど、こうしてくれというわけではないですけど、措置をやってるんだから3歳児以降もね、2歳児まではどこでもいいから入れろみたいな感じで入れて、そのあと3歳児については民間の責任ですよと切ってしまうのは、あまりにも涼しすぎるのではないかと思うんですよ。民間としては儲けたいためにじゃなくて、大阪市の施策に応じて2歳児までの小規模をやろうとしているのに、そのあとのことが見えるから、ひっかかるから二の足を踏むわけですよ。増やすに増やさねえ。で、一方でハシゴはずされて3歳児からの問題も押しつけられたら、そら、みんな逃げるやろうと。民間であろうと公立であろうとこれは措置なんやから措置についての責任は行政にあると思うんですよ。そこは民営であろうが公営であろうが関係なく、措置についての責任は大阪市にあると思うんです。ここは大阪市が責任を持ってあげないとどの事業所も手をあげないだろうし、例えば3歳児以降の小規模をやるとしたらその時に応援できる仕組みがあったらそれはそれでいいけどもそこだけなしでハシゴはずすみたいになったら、これはなかなかうまくいかないと思う。新規の保育所なんかはだれもやろうと思わないだろうなと思います。

講師（濱島）：国が考えているとこもふまえて、当然、大阪市なりの地域実情もあるので、それはそれで、こうじゃないかと国に対して要望をあげたりしています。

A：公営って0歳児から5歳児まで各々定員があって、進級しても保障されていくけど、1・2歳児だけ作って、3歳から5歳はアンタとこでやってねって受け入れる方も無理やし、ニーズとして、1・2歳児に焦点をあてるのはいいけど、3歳から5歳の施策もないのにこういってはなんだけど、その場しのぎに見える。

講師（濱島）：そこをつなぐための施策として、大阪市は新規の予算を2016（平成28）年度から考えています。その連携を少しでも円滑にいくように、ある一定のお金を補助するような予算をたてているんですけども。

A：補助したって、受け入れてくれる器が今まで通りやったらどうしようもない。

講師（濱島）：それをなんとかするために、人を配置するというか、マッチングを行うと。

A：よくあるのは、2歳児まで行って、3歳児問題で受け入れがなくて、保護者は仕事を辞めなければならぬとか、ニーズとして出てきているから、そこは今の施策では甘いような気がします。

講師（濱島）：幼稚園も含めて今、調査、訪問しています。

B：民間幼稚園の実態って、信じられないような話があるんですけど、この近くの有名な某幼稚園ですけど、運動会に向けて鼓笛隊の練習、それしかやらない。それが終わると、こんどは学芸会。なんなのこの園はって。その園を辞めさせたお母さんから聞いたんですけども、それがこの園の魅力、セールスポイントになっていて、それを目的で来てるお母さんもいるらしいから、なんともいえないけども、これも民間の特色ですね。そういうふうなところに2歳児が終わって3歳児から行くと。距離的に子どもが通園できるここも対象になる。保育所幼稚園の選択肢。たいへんだと思います。

講師（濱島）：保育所は保育で幼稚園は教育なんですね。それがズーッと歴史上続いてまして、2015（平成27）年度から新制度が始まり、互いのいいところをとって、なんとか解消できるようにと、国は考えているんでしょう。

B：あれが教育かって民間幼稚園いっぱいありますよね。でも、それを親は選ぶことができるからね。

司会（友永）：民営化された時の実際の成果というのがあれば、もう少しご説明いただけませんか。例えばこういうところでは民営化になってこうなりましたとか、地域との連携が進みましたとかね、そういうのがあるならということと、その中でも障害のある子どもたちへの保育の体制というか、そこらへんはどうですか。

講師（小嶋）：市側のメリットが勝ってしまいますね。例えば人件費が減るとか。実際に民間にお任せをして、柔軟かつ効率的に対応されたということを保護者の方からお伺いすることもあります。



例えば、公立であれば一律でイベントなどをやらなければいけないところを、民間さんが企画する新たなイベントとかを行い、それが保護者として受け入れやすいものでよかったというような声があります。ですが、行政としてのメリットを言うときには、配置転換などで人件費が減った等により重きがおかれている現状です。民間になったから保護者さんや児童さんにとっていいことがあったと言えないわけではないけれども、そちらのメリットの方はやや薄いというようなイメージがあります。

また、障害児は公立の入所率が高く、民間の入所率が低い傾向になっています。このことは、先ほど申し上げていたセーフティネットを考えていく上で、重要な問題になります。民間で障害を持つお子さんを受け入れて下さいと行政が強制的にすることはできない。受け入れは義務ではないので、指導ぐらいしかできない。結果として公立でいっぱい受け入れているという現状がある。そういう課題をうまくできないかと整理しながらセーフティの中で公立を残していくことも考えないと実際にメリットがすごく限定的なものになってしまう。こういうところが問題だと認識しています。私も4月にここに異動してきて、まだ知識がそんなに深いわけではないですが、少なくとも3カ月いる中で、いろんなお話を聞き、私なりに障害児の受け入れは問題やなあと思いました。そういうところもセーフティの意義、意味に盛り込んでいくのかどうか、民間でそもそも受け入れればいいのかによって思うんですよ。公立だから受け入れるって決めつけてしまうのも問題なのかなと思います。

友永理事長：最初のあいさつでも言いましたが、言える範囲でいいんですけど、さっきの報告の最後のところで、古い建物あるでしょ、民間に受けてくれて言われてもなかなか受け入れがない時に、委託か建て替えを考えざるを得ないという話がありましたけれど、住吉の場合、2か所保育所があって、どちらも40年近くたってるから、誰が見ても買ってくれる人がいないんじゃないかと。だから、こんな場合はどういう選択肢になっていくのか、言える範囲で聞きたいなというのが1つと、民間にする場合、住吉区にはもうひとつ浅香地区があるでしょ、浅香地区の人から聞いたのは、突然民営という話が出てきたと。地域の保育所には歴史があって、地元の人たちも汗をかいてできた保育所という歴史があるからね。我々は民営化は何が何でもあかんとは思ってないんですよ。いい面もあるし、悪い面もあるし。民間にする場合、

その保育所があるところの地元と話し合っ、ってというのは大事やと思うんですよ。そのへんを何とかルール化できないかなと。突然言われたら、あわてますよ。浅香地区は結局受け手がなくて、まだできていないと聞いています。

A：浅香地区は去年決まらなくて、再募集ですよ。

友永理事長：そういう歴史的な経過があって、保育所と一緒に汗かいて作ったという経過があるのでね、やっぱり話し合いを経ながら合意を作っていく作業は必要だと思います。その2点お聞きしたいなと思います。

参加者C：それに関連して。私も住吉の実態がどうなるのか知りたかったのと、さっきの報告にあったように、民間移管になった場合、2017（平成29）年度は3か所決まっていますが、この3つは社会福祉法人ですよ。これの目的は保育所ということですか、それとも福祉関係のものに使うとか。もうひとつは、大阪市として公設置の保育所は今後もう作らないということですか。

講師（小嶋）：3か所の目的は保育所です。今後公設置の保育所を新しく作るかどうかはわかりません。

C：公設置公営はもう全然なくなるのかなと不安になるんですよ。

講師（小嶋）：まず、なぜその移管対象に決めたかということですね。一番大きいのは単独で設置されているということです。単独設置していて、移管がスムーズだろうと思われる保育所を選定しています。併設がいけないわけではないんです。今回2018（平成30）年度で公表した保育所も実際は市営住宅の建て替えに伴って建て替え移管をする浅香東、南江口、四貫島は、全部市営住宅の建て替えがらみです。浅香東は、市営住宅の建て替えに伴って、隣が余剰地になったため、そこに建て替え移管する条件が整ったからという理由があるんです。おっしゃるとおり、地元さんとの話し合いとかを経て、民間移管しますというのが筋道として正しいんじゃないですかというのは、おっしゃる通りだと思います。大阪市が移管する保育所を決定する観点で重要としているのは、移管できる条件が整っているかどうかという点で、地元との話し合いを省いてしまっ、公表しているというのが現状です。そういうところを踏まえて、今後はじゃあどうしていくのか、先に地元にお話をさせてもらうなどは、考えさせていただける内容なのかなとは思っています。今、現状としてはそういう選定基準で保育所を選んでるのでそういう

弊害が出ていると思います。それから、だいたいの保育所がだいぶ古いんです。もう築40年以上という建物がすごく多くて、住吉乳児も住吉もだいぶ古いですね。2年ぐらいの違いしかない。実際私の仕事として、施設の補修とか改修とかの決裁がたくさん回ってきます。だから住吉がいろいろ補修が必要というのはよく知っています。去年も屋上の防水工事をやったり、床がベコンベコンになっているというのも現状としてお伺いしているので知っています。それを大規模改修することによって耐えられるものだったらいいですけど、もう全然お話にならないぐらい、ということになれば、何年もしないうちに公設置の建て替えを考えざるをえないのかなと思います。先ほど申し上げた、セーフティとして残る箇所指定されたのであれば当然、公の責任で建て替えをしなければならない。そういうことを考える必要がもう何年か後にすぐくると思っています。セーフティの議論はまだ煮詰まっていないので、先ほど申し上げたようにどういう基準でセーフティの機能としての公立を残すのか行政の中でも明確に決まっていなくて、それが決まれば古いから建て替えだというような指針も出していけると思います。残念ながら現時点ではセーフティの機能を決めてからになりますし、その前に質問いただいた障害児の受け入れの問題であるとか、セーフティとして機能具備すべきところは何なんだろうとか、というのもしっかり議論しなければいけないし、具備することによって、民間とのへんな格差が生じてしまうのは正しくないと思うんです。例えば障害の枠は公立で確保しますなんてことを言うと、じゃあ、民間はやらなくていい、なんていうのは間違っていますし。そこはどういう取り決めにするのか、というのをうまく考えながら作っていかないとダメだと思います。具体的に、どの保育所をどうしていくかは、まずは指針が決まって無ければ決められないというところがあるので具体的にどうこう言えないんですけれど。

友永理事長：資料を見たら、区長等と協議 となっているでしょう、区長の権限って大きいんですか。

講師（小嶋）：はい。市の中で言えば大きいです。

友永理事長：ということは、区も無視できないんですね。

講師（小嶋）：移管をさせていただくと決まった場合には、区長さんとも当然お話はさせていただきます。ただ、この事務そのものが、区長権限ではないんです。局の権限で実施するものなんですけど、当然地元の状況を把握しているのは区長さんです

から、ここには了解を取った上で動きます。

司会（友永）：ありがとうございます。他にご質問ありませんでしょうか。聞きたいなと思う方はいませんか。

参加者D：そもそもなんですけど、前の時代はもっと、児童の数、子どもの数がたくさんいて、今、待機児童の問題が出てきていますけど、子どもが多かった時にそれらを受け入れることができていたキャパがあったのに、なんで待機児童の問題が出るように移り変わっていったのか、その原因がわからないんですが。

講師（濱島）：私も今年の4月からこの担当なので、詳しくはわからないのですが、確かにそうですね。昔の統計がどうだったのかというのもあるんですけど。

A：それに関連して。昔、区内で就労対策の担当をしていたので、その経験で思うのですが、先ほど、大阪市にとってメリットってありましたね、そこだと思うんです。民間で何故、保育士さんが辞めるのか、やっぱり労働条件が悪いからなんです。就労状況は安倍政権になって上がったといわれているんですけど、所得は上がっていないんです。たとえば団塊の世代の人がどんどん退職をして、そのあとに若い人が入って就業人数は増えたんです。だけど事業者が出している人件費等の支出は変わっていない。だから一人当たりの年収はどんどん減っている。昔だったら夫が働いて妻が専業主婦できていたのが、現代は夫婦共稼ぎでないと食べていけない。だから、少子化だけでも保育ニーズはどんどん増えている。では、保育施設をどこまで増やしていくか。保育施設を増やす必要はあっても、安く上げよう上げようとしているから、低所得で共稼ぎをしなければならない人を大阪市自身が増やしている。そういう点を大阪市はわかっていないのではないかなと就労対策の仕事をしていた者から見れば思う。お母さんが社会進出するのはいい意味もあるけど、働かなければ食べていけないから預けるニーズがどんどん増えていくのは当たり前だと思う。

友永理事長：共稼ぎが増えてきたのが原因のひとつですか。

A：共稼ぎとあと、就労者の年間所得が2000年以降ずっと下がってきています。保育士さんの給料を上げて、ハシゴはずしたら一緒じゃないかなと思います。その辺の矛盾のしわ寄せが出てきているのだと思います。大阪市単独だけの問題じゃなく、全国的な、都市部に限った問題だと思います。就業人数が増えている、増えざるを得ないだ

から、毎年毎年待機児童が一向に減らない。根本はそこじゃないかなと。

司会（友永）：あと、核家族化が進んできたから、というのもあるのでは。

A：核家族になってきたのはだいぶ前のからのことだけど、今までは妻はパートタイムぐらいでよかったのが、夫婦でフルタイムの正規就労で働かなければ、子どもを育てて夫婦で生活して行くのが無理って状況になってきている。二人で稼ぐ収入が昔に比べて減っていますから。

司会（友永）：という話が出てきていますけれども。

A：就労対策の面で見たらね。

D：共働きが増えてきている、預けなければいけない子どもが増えてきているってこともあるんですけど、数字から言うとなんかかなっていうのも思います。たとえそういう要因が預ける親側にあっても、子どもの絶対数がぜんぜん時代で違ったと思うので。そのへんのことかなど。それから、保育を担う人材の確保の面でも、先ほどあったような待遇で不足しているというけれど、潜在的には保育士として生活ができなくなって退職したりだとか、いろんな理由で、保育士免許を持っているけれど、今、保育士として働いていない人もかなり数があると思うんですよ。そこを掘り起こしするだけでも、人材って確保できるんじゃないかと、先ほどからのお話を聞いて思いました。

講師（濱島）：そこは、今年度予算を確保して、私のところのセクションではないのですが、とりくみを始めています。潜在保育士ですね。

友永理事長：細かい話ですが、住吉の場合は乳児と幼児と分けているでしょ。他の大阪市の保育所でそういうところはあるんでしょうか。

講師（小嶋）：あまり聞かないですね。

友永理事長：特異な例ですね、これね。

講師（小嶋）：そうですね。0（歳）から5（歳）で設定しているところがほとんどで、こうやって、分けるって言うのはないですね。

A：合併するかもしれないですね。

友永理事長：将来的に継続する場合でもね、今の乳児と幼児という枠組みでいくのか。やはり、乳児と幼児では建物の構造もだいぶ違うんでしょう。

A：もともと住吉では保育所が1か所ではできなかったから。

C：保育内容が違うから。今まで乳児は乳児、私が担当していた時でも、乳児は乳児の動きが大きいからね、幼児は小さいから、そういう点では分けた方がいいって専門家の先生もね、相談して、

聞いたんです。

A：当時は、あまりにも保育ニーズが高すぎて、1か所では収まりきらなかったんですね。で、乳児と幼児に分けようかとなったんです。2歳児までと3歳児から5歳時まで。幼児教育的な部分が入るから、運動場で3歳児と同じやったらケガするから、分けるのは2歳児にしようかって。もともと住吉では保育所は1か所だけだったのを、手狭やから2つに割ったって聞きました。

友永理事長：4号館の下が保育所で、そこへ送って行ったな。

A：収容しきれなかったそうです。分けないと。いまでこそ地域内の人口減ってきましたけど、なかなか同和保育所で、外部の人を受け入れられなかったんです。人口が増えすぎて。それがあったんで、2か所にするのに割らないといけないから、どこで割ったらいいかなということ、2歳で割ろうかという話になったと聞いています。

講師（小嶋）：どこの保育所も、公立は特に2階建が基本で作られていて、1階と2階で完全に乳児と幼児を分けてレイアウトを考えているのが多いですね。建物自体で分けるというのはなかなかないです。

A：多分、住吉の総合計画の中で保育所を2つ作れるだけの土地を確保できたというのもあるかもしれないですね。

講師（小嶋）：建て替えに向かわないといけないと思うんですよ。けど、じゃあ建て替えをする時に、一旦解体除却をしないといけないですよ。仮設保育所建設用地はどこにあるかって問題が出てくるんですよ。

A：あります。4号館。

講師（小嶋）：北側とかですかね。

A：4号館の団地が建っているところ。古い部分が立て壊しになるんです。耐震で。

友永理事長：駅前の4号館というところが、昔保育所でした。

C：下駄ばきやった。

A：大阪市の建物の土地が空きます。仮設するならあそこやろなど。幼児保育所の真横やし。

講師（小嶋）：用地として、そこならまあ可能かなと思います。

友永理事長：もともとあそこの下は保育所やし。

A：保育所があったんですよ。前に。公営住宅の1階が。

C：託児所が。

友永理事長：うちの支部長、あそこの保育所行ってました。

司会（友永）：青少年会館をもう1回活用するとかね。

B：そうですね、あれもね。

A：トイレとか全部補修しないとイケないかも。

司会（友永）：中を完全にリニューアルしたら、立派な施設になりますよ。

C：下駄ばき保育所の弊害ってやはりありますよ。上から捨てようと思って捨てるわけではないのだろうけど、ゴミが落ちてきたり、そういう危険なことが多かったんです。

司会（友永）：（下駄ばき保育所とは）1階部分が保育所になっていて、その上が市営住宅というパターンの建物ということですね。

A：まあ、今度は4号館つぶすので。耐震もたないから。

司会（友永）：今、地元の話になっていますけど、そのへんはね、協議する余地があるのであればぜひね、話し合ってください。

講師（小嶋）：まずはセーフティの考え方を決定することが重要ですね。

A：セーフティでいうなら、浅香東がなるのなら、もうこの2か所しかないですよ。住吉区でいうなら。公立は。

講師（小嶋）：公立には、万領、荻田南もあります。万領は今、たぶん需要がだいぶ低いようです。

A：万領は、あれ、借りているんですよ。

講師（小嶋）：荻田南は確か、上は老人憩いの家です。

A：万領は上、町会の事務所なかったですか。町会の持ち物じゃないかな。

講師（小嶋）：住吉の公立保育所で私が把握しているのは、万領、住吉乳児、住吉幼児、荻田南、浅香東の5か所。浅香東は今回、引き続き公募しています。

A：併設でないのは住吉乳児と幼児ですね。土地も完全に分かれて単独で建っているのは。

友永理事長：あと、意見を言っていない人は。ちょっと聞いてあげてください。

司会（友永）：はい、まだご意見・ご質問のある方は、おられますか。それでは。本日はみなさんご参加くださいましてありがとうございました。もう一度、本日お越し下さいました濱島さんと小嶋さんに、拍手をもって感謝を伝えたいと思います。（拍手）今後とも、大阪市と市民が協同でやっていくような行政を私たちは期待しておりますし、現場のニーズの把握、働き手の把握、そこに通わせたい保護者の方、子どもたちを中心とした保育行政を進めていただきたいということを最後にお

願いしまして、閉会したいと思います。本日はありがとうございました。

■住吉隣保事業推進協会の動き

人事賃金委員会を開催しました

8月25日（木）午前10時～11時半まで、すみよし隣保館 寿3階小会議室で、法人職員の労働条件を見直すため、人事賃金委員会を開催し、賃金改定などを決定しました。

賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

<年会費>

個人：3,000円

団体：10,000円

加入していたければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

ご寄付の状況

9月7日 住吉隣保事業推進協会の新設されたセンターでの事業活動支援として、一般財団法人住吉村常盤会より¥100,000ご寄付を頂きました。

2016年4月以降現在まで、住吉隣保事業推進協会へ活動支援として頂いたご寄付は、3,295,000円になりました。

みなさまからの温かいご支援に心から感謝いたしますとともに、引き続き住吉隣保事業推進協会へのご支援よろしく願いいたします。

■住吉隣保事業推進センター

（すみよし隣保館 寿）の動き

センター利用者友の会 発足

去る9月16日（金）午後7時～8時半まで、すみよし隣保館 寿の近隣交流スペースで、センター友の会幹事会が、同月23日（金）午後7時～8時45分まで、大会議室で全体会が開催されました。



新センター開所後、初回になる今回は、利用者の立場から、半年間の利用を通じての感想や、より使いやすい場所にするための意見交換がなされました。

また施設管理側から、空調利用による電気料金高騰の状況を説明の上、夏期・冬期の利用料改定をお願いをして、利用者の了解を得る事ができました。

空調利用月（夏期：6月、7月、8月/冬期12月、1月、2月）について従来の貸室利用料に2割増しの料金を頂くことになりました。この空調利用料金は来年1月の利用より適用されます。

その他、貸室利用をされているグループの活動発表の場としてのイベント（仮称「センター祭り」）を利用者主体で創り上げていくことも話し合われました。

今後も、センター利用者友の会活動を通じて、施設利用者同士の交流、活動の活性化を図ってまいります。

【住吉隣保事業推進センターの新料金表】

この料金表は、2017（平成29）年1月から適用となります。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

貸室料金表（冷暖房シーズンオフ料金）3月～6月・10月～11月

【平日用】

室名	広さ(m)	定員	午前	午後1	午後2	夜間	全日
			9:30-12:30	13:00-15:00	15:30-17:30	18:00-21:00	9:30-21:00
大会議室	88	75	2,500	1,700	1,700	2,500	8,400
大会議室(1)	43	33	1,500	1,000	1,000	1,500	5,000
大会議室(2)	43	33	1,600	1,100	1,100	1,600	5,400
小会議室	42	27	1,800	1,200	1,200	1,800	6,000
図書・資料室	20	8	900	600	600	900	3,000
交流スペース+K	31+K	15	1,500	1,000	1,000	1,500	5,000

【土・祝日用】（祝日の夜間の貸室はございません。） ※平日料金の2割増し

室名	広さ(m)	定員	午前	午後1	午後2	夜間	全日
			9:30-12:30	13:00-15:00	15:30-17:30	18:00-21:00	9:30-21:00
大会議室	88	75	3,000	2,040	2,040	3,000	10,080
大会議室(1)	43	33	1,800	1,200	1,200	1,800	6,000
大会議室(2)	43	33	1,920	1,320	1,320	1,920	6,480
小会議室	42	27	2,160	1,440	1,440	2,160	7,200
図書・資料室	20	8	1,080	720	720	1,080	3,600
交流スペース+K	31+K	15	1,800	1,200	1,200	1,800	6,000

（注1）大会議室（2）は、窓側となります。（注2）Kはキッチンです。キッチンの使用料は、別途頂戴します。（注3）定員は会議形式で使用した場合の目安です。

貸室料金表（冷暖房シーズン料金）7月～9月・12月～2月

【平日用】 ※シーズンオフ料金（平日）の2割り増し

室名	広さ(m)	定員	午前	午後1	午後2	夜間	全日
			9:30-12:30	13:00-15:00	15:30-17:30	18:00-21:00	9:30-21:00
大会議室	88	75	3,000	2,040	2,040	3,000	10,080
大会議室(1)	43	33	1,800	1,200	1,200	1,800	6,000
大会議室(2)	43	33	1,920	1,320	1,320	1,920	6,480
小会議室	42	27	2,160	1,440	1,440	2,160	7,200
図書・資料室	20	8	1,080	720	720	1,080	3,600
交流スペース+K	31+K	15	1,800	1,200	1,200	1,800	6,000

【土・祝日用】（祝日の夜間の貸室はございません。） ※シーズンオフ料金（土・祝日）の2割り増し

室名	広さ(m)	定員	午前	午後1	午後2	夜間	全日
			9:30-12:30	13:00-15:00	15:30-17:30	18:00-21:00	9:30-21:00
大会議室	88	75	3,600	2,440	2,440	3,600	12,090
大会議室(1)	43	33	2,160	1,440	1,440	2,160	7,200
大会議室(2)	43	33	2,300	1,580	1,580	2,300	7,770
小会議室	42	27	2,590	1,720	1,720	2,590	8,640
図書・資料室	20	8	1,290	860	860	1,290	4,320
交流スペース+K	31+K	15	2,160	1,440	1,440	2,160	7,200

（注1）大会議室（2）は、窓側となります。（注2）Kはキッチンです。キッチンの使用料は、別途頂戴します。（注3）定員は会議形式で使用した場合の目安です。

※1円単位は、切捨てで考えています。

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会
ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します。

